

令和3年第2回美幌町議会臨時会会議録

令和3年2月4日 開会

令和3年2月4日 閉会

令和3年2月4日 第全号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
(諸般の報告)
日程第 3 議案第 2 号 令和 2 年度美幌町一般会計補正予算 (第 1 2 号) について

○出席議員

- | | | | |
|----------|-------------|----------|-------------|
| 1 番 | 戸 澤 義 典 君 | 2 番 | 稲 垣 淳 一 君 |
| 3 番 | 大 江 道 男 君 | 4 番 | 高 橋 秀 明 君 |
| 5 番 | 木 村 利 昭 君 | 6 番 | 伊 藤 伸 司 君 |
| 7 番 | 馬 場 博 美 君 | 8 番 | 古 舘 繁 夫 君 |
| 9 番 | 藤 原 公 一 君 | 10 番 | 坂 田 美 栄 子 君 |
| 副議長 11 番 | 岡 本 美 代 子 君 | 12 番 | 上 杉 晃 央 君 |
| 13 番 | 松 浦 和 浩 君 | 議 長 14 番 | 大 原 昇 君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司 君 教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君
教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君
監 査 委 員 高 木 清 君

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による出席受任説明員

副 町 長	高 崎 利 明 君	総 務 部 長	小 室 保 男 君
民 生 部 長	那 須 清 二 君	経 済 部 長	石 澤 憲 君
建 設 水 道 部 長	川 原 武 志 君	病 院 事 務 長	但 馬 憲 司 君
会 計 管 理 者	西 俊 男 君	総 務 主 幹	関 弘 法 君
防 災 危 機 管 理 主 幹	河 端 勲 君	ま ち づ く り 主 幹	佐 々 木 齊 君
政 策 主 幹	後 藤 秀 人 君	財 務 主 幹	中 尾 亘 君
契 約 財 産 主 幹	大 場 正 規 君	税 務 主 幹	片 平 英 樹 君
児 童 支 援 主 幹	小 室 秀 隆 君	福 祉 主 幹	影 山 俊 幸 君
健 康 推 進 主 幹	大 場 圭 子 君	農 政 主 幹	田 中 三 智 雄 君
み ら い 農 業 セ ン タ ー 主 幹	午 来 博 君	耕 地 林 務 主 幹	中 沢 浩 喜 君
商 工 観 光 主 幹	多 田 敏 明 君	建 設 主 幹	御 田 順 司 君
施 設 管 理 主 幹	以 頭 隆 志 君	建 築 主 幹	吉 田 善 一 君
水 道 主 幹	石 山 隆 信 君	病 院 総 務 主 幹	菅 敏 郎 君
地 域 医 療 連 携 主 幹	高 山 吉 春 君	教 育 部 長	田 村 圭 一 君
学 校 教 育 主 幹	遠 藤 明 君	監 査 委 員 室 長	立 花 良 行 君

○議会事務局出席者

事 務 局 長 遠 國 求 君 次 長 佐 藤 和 恵 君

議 事 係 長 鶴 田 雅 規 君 議 事 係 新 田 麻 美 君

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第2回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番松浦和浩さん、1番戸澤義典さんを指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（大原 昇君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

去る2月1日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君）〔登壇〕 令和3年第2回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る2月1日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、補正予算1件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日1日限りといたします。

議員各位は、さきに質問した議員との重複質問を避け、簡潔な発言に努め、慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには、真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報

告のあったとおり、本臨時会の会期を1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましても、印刷したものを配付しておりますので御了承願います。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報用のため写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本日、ここに令和3年第2回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議

員各位に対しまして心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御説明申し上げます。

令和2年度一般会計補正予算について。

一般会計補正予算（第12号）につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業として1,915万1,000円を、小中学校における新型コロナウイルス感染症対策に必要な保健衛生用品等の購入経費として374万6,000円の増額を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。提出案件の概要説明といたします。

よろしく申し上げます。

◎日程第3 議案第2号

○議長（大原 昇君） 日程第3 議案第2号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第12号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書3ページになります。

議案第2号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第12号）につきまして御説明を申し上げます。

令和2年度美幌町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び学校における感染症対策に係る経費につきまして、その所要額を予算計上するものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,289万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億1,965万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。

歳出から御説明しますので、議案書12、13ページをお開き願います。

4款衛生費、1項、2目予防費、予防接種事業費の増、1,879万6,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る経費になります。

厚生労働省は、2月中旬にも新型コロナウイルスワクチンを承認する見通しですが、本町におきましても速やかにワクチン接種を行えるよう、国の主導の下、接種体制の準備に要する経費及び医療従事者向け優先接種に係る経費につきまして予算計上をいたします。

事業の概要につきましては、後ほど議案参考資料により民生部長から御説明を申し上げます。

次に、10款教育費でございますが、いずれも国の学校保健特別対策事業費補助金を活用して、各小中学校における感染症対策に係る経費を予算計上するものでございます。

まず、2項、1目学校管理費、小学校管理事業費の増、消耗品費138万3,000円は、各小学校で使用する衛生用品として、アルコール消毒液、ハンドソープ、ペーパータオル、マスクなどの購入費用になります。

庁用備品123万8,000円は、特別支援学級において3密を回避するために必要となるパーティションボード28台を購入いたします。

高さ184センチメートル、幅125センチメートルのつい立て式のパネルを購入し、特別支援学級に在籍する児童の障がい特性に応じて間仕切りを配置することで、新型コロナからの感染防止措置を講じてまいります。

その下の3項、1目学校管理費、中学校管理事業費の増、消耗品費41万7,000円につきましては、各中学校で使用する衛

生用品として、アルコール消毒液、ハンドソープ、ペーパータオル、マスクなどの購入費用になります。

庁用備品70万8,000円は、小学校と同様、特別支援学級において3密を回避するために必要なパーティションボード16台を購入いたします。

規格サイズは小学校と同様、高さ184センチメートル、幅125センチメートルになります。

次に、12款職員給与費、1項、1目職員給与費、会計年度任用職員給与支給事務費の増、35万5,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種事務を補助するパート職員2名、1か月分の人件費になります。

次に、歳入について御説明いたしますので、議案書10ページ、11ページにお戻り願います。

16款国庫支出金、1項、2目、1節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金258万7,000円と、その下の2項、3目、1節保健衛生費補助金のうち、2行目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金956万4,000円につきましては、ワクチン接種に係る経費として、その全額が国から交付されるものであります。

また、保健衛生費補助金のうち、1行目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、700万円につきましては、ワクチン接種にご協力をいただく医療機関等に対する協力支援金の財源といたしまして臨時交付金を充てるための予算措置となります。

次に、6目、1節小学校費補助金130万8,000円と、2節の中学校費補助金56万1,000円につきましては、学校における感染症対策に必要な衛生用品等を購入するための学校保健特別対策事業費補助金の追加でございます。

20款繰入金、1項、1目、1節の財政

調整基金繰入金187万7,000円は、今回の補正予算の財源といたしまして、財政調整基金から繰入れを行うものであります。

なお、議案参考資料の1ページ、資料1に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

それでは、新型コロナウイルスワクチン接種事業の概要につきまして、民生部長から御説明を申し上げます。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） それでは、参考資料により御説明いたしますので、参考資料の2ページをお開き願います。

資料2、議案第2号関係でございます。

今回の新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、昨年12月18日と本年1月25日の2回、自治体向け説明会があったところですが、いつまでに接種を終わらせるのかなどの全容が今現在明らかになっていない状況であります。

しかし、今後、ワクチンが接種可能となった場合に、速やかに対応できるよう国から通知があることから、今臨時会で必要経費について補正を行うものでございます。

まず、新型コロナウイルスワクチン接種に係る実施体制についてであります。

こちらは説明会の資料からの抜粋になります。国の主導の下、住民に身近な市町村が実施主体となり接種事務を行い、都道府県は広域的観点から必要な協力を担うこととなっております。

下の図にそれぞれの役割が記載されておりますが、1番下の市町村の役割といたしましては、医療機関との委託契約、接種費用の支払い、住民への接種勧奨、個別通知、接種に係る相談、健康被害救済事務、集団接種に係る会場確保が主なものとなっております。

次の3ページを御覧ください。

こちらは事業のイメージでございます。

左側の赤い点線の枠になりますが、国が実施主体となりましてワクチンの確保・流通を行い、右側の黄色い点線の枠になりますが、市町村が実施主体となり予防接種の実施を行うものでございます。

手順は、①の個別の通知を市町村が住民に行い、②の接種の実施を医療機関が行います。その後、③の費用の請求を医療機関が市町村に行い、支払うこととなります。

なお、上のほうに記載がありますが、接種費用や救済費用につきましては、国が10分の10の全額を負担することとなっております。

次の4ページを御覧ください。

新型コロナウイルスワクチンの接種スケジュールのイメージとなります。

今後、ワクチンが承認された場合に速やかに接種が可能となるよう、ワクチン接種の優先順位を踏まえ、都道府県・市町村が連携して接種体制を整えることとなっております。

左側に記載の順番が優先順位でございます。

まず、国において同意を得た約1万人の医療従事者に先行接種が行われますが、2月下旬を接種体制確保のめどとされております。

次に医療従事者向け優先接種につきましては、新型コロナの診療や患者輸送に関わる医師や看護師、救急隊員、保健所職員などが対象となりますが、こちらは都道府県が現在集約を行っており、3月中旬までに接種体制確保のめどとされております。

その後、65歳以上の高齢者向け優先接種を市町村が調整主体となって行いますが、3月中旬以降に接種券の発送を行うよう準備を進め、4月以降速やかに接種が開始できるよう3月下旬までに接種体制の確保を図ります。

次に、基礎疾患等のある方が優先接種され、最後はその他一般の方となる予定であります。

これらのスケジュールは、今後のワクチンの確保状況によってはさらに遅れることも予想されるところであります。

また、当初は6月末までに全国民の接種が行われるという報道が一部でありましたが、現時点ではワクチンの確保が不明なため、いつまでに接種を終わらせるというものは示されておらず、地域の実情によって各医療機関で行う個別接種のほか、町が会場を確保して行う集団接種も視野に入れながら、それぞれの市町村の実情により必要な体制の確保を行うこととされているところであります。

町といたしましては、現在、国保病院と美幌医師会双方と接種体制について協議をしているところではありますが、今後、具体的な接種体制の協議が整いましたら、改めまして議会の皆様に御説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

次に、今回提案の補正予算の内容について御説明いたしますので、5ページ、6ページを見開きで御覧ください。

5ページが令和2年度補正予算として計上するもので、右側の6ページは参考として添付しておりますが、明らかに令和3年度に執行するものにつきましては、令和3年度の当初予算として計上を予定しているものであります。

初めに、令和2年度補正予算の歳出についてであります。1番上のシステム改修委託料につきましては、予防接種後に予防接種台帳登録をするための健康管理システムの改修費用であります。

次に役務費につきましては、接種案内の発送にかかる費用です。

次に印刷製本費につきましては、予診票、案内文、封筒の印刷経費になります。

次に消耗品については、受診券シール、宛名ラベルのほか、集団接種用消耗品を計上しております。

次に庁用備品及び機械器具につきましては

は、集団接種に必要となる備品購入費を計上しております。

次に会計年度任用職員人件費については、電話対応及び事務処理に係るパートの会計年度任用職員2名を採用するための経費となります。

次に委託料ですが、ワクチンの費用以外の接種に係る費用として、1人当たり2,277円が全国统一単価として定められており、令和2年度に対象となる医療従事者2回分の接種に係る費用を計上しております。

なお、ワクチンは種類によりまして21日から28日間隔を置いて2回目を接種する必要があることとなっております。

次に接種協力医療機関等支援金については、現在接種が予定されている医療機関及び入所者施設に対し、様々な負担に対する協力支援金として1施設当たり100万円を交付するものです。

次に歳入についてですが、今回必要となる事務費等については、接種体制確保事業補助金が充当されるもので、接種協力医療機関に対する支援金については、地方創生臨時交付金を充当し、委託料で計上のワクチン接種費用については国庫負担金が充当され、全額の10分の10が交付される見込みであります。

なお、令和2年度補正予算のうち執行しなかったものについては、全額を令和3年度へ繰越しを行い、令和3年度においても執行できるものとなっておりますことを御承知おきください。

次に6ページになりますが、令和3年度予算として計上しようとするものであります。

一つ目は、会計年度任用職員として、引き続き4月から10月までの任用に係る経費を計上しております。

次に委託料として、先ほどの令和2年度で計上した医療従事者以外の全町民分の接種費用全2回分を計上しております。

次に歳入につきましては、地方創生臨時交付金以外は先ほどと同様の内容となります。

以上、議案第2号について御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 予算の概要についてはわかりました。

国もワクチンの入手がどうなるかわからないということで、当初発表されていた時期からさらに遅れるという状況もあります。町が考えている4月から10月の来年度予算に関わる部分ですけれども、先ほどの説明では、電話対応や事務処理のために会計年度任用職員を2名採用するということが、令和3年度もそれを継続するということが、まだ医師会との調整とかがあろうかと思うのですけれども、町としてこれだけ長期間にわたって集団接種をすることは、過去は集団接種が当たり前でしたけれども、個別接種になって今いる職員が集団接種を十分熟知し、慣れているわけではないと思います。これだけを見ると会計年度任用職員のパートで事務はいいですけれども、実際に接種する場合の対応のため町としてチームを編成することが必要かを検討されたのかどうか。

それと、外国の例だと看護師や医師はみんな接種しているのです。町の保健師だとか、あるいは町内の医療機関の看護師、医師はそうですけれども、その辺の接種が医師だけなのか、それとも、看護師だとか保健師もちろん看護師の免許を持っていますのでできると思うのですが、そういう体制について、どんな体制でやっていくのかということ、今の時点で考え方があればお知らせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、まずは今後の予定で

すが、3月1日よりワクチン接種の準備室ということで別室を設けまして、そちらで集中的な事務処理等を行っていく予定でございます。

また、接種券等を発送した後は、問合せ、予約事務等も想定されますので、そちらでコールセンター的な役割を担う予定でございます。

その後、集団接種も視野に入れて体制を考えているところでございますが、集団接種となりますと全庁的な職員の動員が必要となることも想定しておりますので、その辺も今後視野に入れながら体制については検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、接種の体制についてでございますが、基本的に医者と看護師、その他の従事をする保健師と会場整理等の人員も必要になりますので、その辺についても併せて考えてまいります。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番上杉晃央さん。

○12番（上杉晃央君） 考え方はわかりました。

いずれにしても、全町的な集団接種の取組は美幌だけではなく、全国的に大変な対応をしていかないとならないということで、私は、準備室なるものがどういう体制なのか、今の話だと準備室をとりあえずしゃきっとプラザに置くということで、その体制とかが現状で最低でも3月1日から準備をしていくというときに、民生部の職員を中心にどんな体制で準備室を設置するのか、そのために臨時的な事務の発令を行うのか、それとも現状の民生部の保健福祉グループの職員が対応していくのか、そういう体制について今の時点でわかるものがあれば御説明いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 現在考えておりますのは、まずは民生部の保健福祉グル

ープ、特に保健師等を中心として民生部の内の職員で対応をしてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 幾つか基本的なものを御質問したいと思っているのですが、一つは、コロナウイルスワクチンの対象者は16歳以上と言われているのですが、参考資料によりますと6歳以上、あるいは6歳未満ということで全住民が対象になっているということで、そこを確認させていただき。

二つ目は、医療従事者が優先接種される。全国で370万人ということですが、美幌町での対象者と実人員はどうなるのかということですか。

例えば、国保病院があり、民間の病院があり、診療所があり、患者輸送では消防がある。あるいは、医療機関には含まれないだろうと思うのですが、クラスターが発生している介護だとか福祉施設とか、障がい者施設、ここは優先になるのかならないのか。なるとすれば、どれぐらいの人員がいるのか。これが二つ目です。

あと、接種場所について、歳出の説明の中では、病院、診療所、入所者施設ということで、ここなのかなという感じはするのですが、集団接種はもともと想定されていないのか。あるいは、もし病院1か所、診療所4か所、入所者施設2か所だとすると、土日だとか、接種体制が長期にわたるのでどうなるのかという部分です。

また、もともと寝たきりだとか、移動手段がない方々に対する訪問接種などの可能性は検討されているのかどうか。

それと、体制の問題では、川崎市が20人を想定して事前にリハーサルを行ったら、医師、看護師、事務職員などで24人が関わっている。そんなに関わるのかなと思うのですが、医療スタッフ、医師なども

含めて本当に確保できるのだろうか。

16歳以上でいくのか、あるいは、全町民でいくのかによっても分母が違うのですが、どちらにしても相当なスタッフがいるだろうと思います。

町民は、基本的にはかかりつけ医でやってもらおうと1番いいということですが、そういう場合だとしても通常業務があります。その合間にやるとすれば、1日受入れ可能な接種の人数だとか、おのずから限界があるのではないかと。

例えば、民間では1日20人が精いっぱいだとか、あるいは6人だとか、いろいろありますが、そういう点では美幌町としては、急いでやれという国の方針なので大変だというのはわかりますが、基本的にはそういった部分でチェックをしなければならない問題が出ていないのではないかと思いますので、基本的な部分で幾つか質問をいたしました。

よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいま、全部で6点の御質問だったかと思いますが、まず1点目、対象者は16歳以上となっているけれども、予算では全町民が計上されているということだったと思いますが、ワクチンの種類が今想定されているものが三つあると言われておりまして、その中の1番初めに、承認となるであろうと言われているのはファイザー社のワクチンということでございます。このファイザーのワクチンについては16歳以上が対象と言われているところでございます。

ただ、今現在承認になっておりませんので、詳細については今後承認が下りた後に明らかになってくると考えておりますが、基本的に対象については全町民ということも想定されておりますので、予算計上はするようにさせていただいているところでございます。

続きまして、医療従事者、優先接種の人

数でございますけれども、実質人員はどのくらいかということでございますが、現在、北海道で医療従事者の優先接種者ということで、道が中心となって医療機関から取りまとめを行っているところでございまして、今回の予算措置につきましては、国がおおむね医療従事者は3%と示しておりますので、予算上はこの3%の数字を使わせていただきまして、568人ということで想定しているところでございますが、これも今国が言っているのは、直接コロナの患者に関わる方というように示しておりますので、例えば搬送につきまして、自衛隊員も対象になっているわけですが、全自衛隊員がなるのか、この移送に関わる自衛隊員がなるのか等につきましては、恐らく道で今調整をしているということでございますので、現在町として実人員は押さえておりませんので御理解いただければと思います。

続きまして、三つ目、接種場所につきまして、どこかという内容だったと思いますが、現在想定しておりますのが、国保病院のほか、現在医師会と協議をさせていただきまして、まだ最終的にここというものは決まっていないのですけれども、現在四つぐらいの町内医療機関は御協力いただけるのではないかとお聞きしておりまして、今回、4か所ということで計上させていただいておりますけれども、今後の協議によっては増えていくことも想定いたしております。その際は別途補正予算等で対応をさせていただきたいと考えております。

また、こちらの協力病院と考えておりますのは、町内にある病院で、具体的に北海道療育園の院内接種もお願いすることになりますので、そちらが1か所と、1番下の入所施設2か所については、町内の高齢者の入所施設、アメニティ美幌と緑の苑の2か所を想定しているところでございます。

また、四つ目の寝たきり等の訪問接種に

つきましてはかかりつけ医等が訪問して接種することも可能であるとお聞きしております。

五つ目ですが、川崎市の20名を想定したりハーサルではスタッフが24名ということで、医療スタッフが確保できるのかということですが、これにつきましても医師、看護師等の確保ができなければ難しいものでございますので、今後、医師会等に御協力についてお願いをして、体制の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、スタッフが確保できるのか等につきましても、今後医師会と協議をしながら協力をお願いしてまいりたいと思っております。

高齢者の入所者施設の従事者につきましては、入所者と同様に従事者も施設で接種が可能であるとお聞きしておりますので、よろしく申し上げます。

以上、お答えいたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 国からの方針が流動的であるのは承知をしておりますので、現在わかる範囲の中で計画を立てようとしている状況はわかりました。

今後にもつながりますが、町として、例えば通知を発するという場合にももしかしたら情報が欠落しているものも出てくると思います。一元的に町が通知を対象者に対して出す場合に、町が情報をつかんでいない。難病などで町外の医療機関に受診していればデータはつかみようがない。

しかし、急を要する方々がいらっしゃるなど、町として今後努力しなければならない課題は幾つもあるように思います。

それから、想定されている療育病院や、二つの施設では何とかなる可能性はありますけれど、そのほかに介護施設などがあって、そこをどうするかという課題は残っています。

走りながらやらざるを得ないということだと思いますが、非常に大きな課題を持っているということで、町民は大変注目していますし、もちろん、予算案を受け取った議会側としても、慎重にしなければならない課題なので、大変せつつかれている課題だけれど、最初の時点ではなかなか答えは出しにくい状況にあることを押さえた上で、しっかりと町民側にも積極的な情報を提示したいし、それらも受け止めて、事の大きさからいって、ぜひ慎重な対応をお願いしたいということだけ追加で申し上げて終わりたいと思います。

○議長（大原 昇君） 8番古館繁夫さん。

○8番（古館繁夫君） 説明を伺いますと、まだまだ不確定ではっきりしないところがあると感じられました。

その中で、この接種に協力いただける医療機関というお話を聞かせていただきたいと思います。

病院1か所は、療育園というお話がありました。それから、民生部長は国保病院ということも口にされていました。

それから、診療所、この診療所というのは、医院というの、クリニックというの、診療所という区分なのかと思うのですが、まだまだ不確定なところがあるのに、余り深堀りしてもどうかと思ったのですけれども、町内にはお医者さんが1人のところ、2人のところを含めて、国保病院や療育病院以外に六つか七つあると思うのですけれども、ここに四つと書いてあるということは、医師会並びに個々の医療機関と話をして、四つが承諾してくれたと受け止めたらいいか、これもまだ不確定だという話なのかと、それから、病院と書いてあって100万円、診療所と書いてあってこれも100万円、これは民生部長が決めたのか、国から決められてきているのかお願いたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますが、まず、国保病院につきましては、接種指定対象として想定しておりますが、町立病院ですので協力支援金としての100万円は計上いたしておりません。

続きまして、診療所4か所につきましては、今現在、美幌医師会と協議中でございます。おおむね4か所程度はできるのではないだろうかという未確定な状況でございます。

明日、医師会を対象とした説明会等も予定しておりますので、その中でももう少し具体的にお話をさせていただいて、もしかしたら増えることも予想されますので、その辺が確定しましたら改めてお知らせをしたいと考えております。

また、100万円の根拠につきましては、今回の接種体制の確保事業ですとか、そういった国の補助金の対象にはなっておりませんので、改めて地方創生臨時交付金を充当いたしまして、町が独自に考えたものでございまして、国としては、委託料で計上しております1人当たり2,277円を当初限度額として、これを人数分、やった分を医療機関にお支払いするというところで国は想定しておりますけれども、これではいろんな負担が大変ではないかということで、町が独自におおむね100万円を協力の支援金としてお支払いをしたいと考えて設定した金額でありますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 戸澤義典さん。

○1 番（戸澤義典君） るる説明をいただきました。

先ほどからありますこの協力医療機関等支援金、これはあくまでもそこで接種をしていただいた場合に協力金を支払うと受け取ったのですが、あと、冷凍庫です。ワクチンを保管する冷凍庫は庁用備品か機械器

具だと思っておりますけれども、冷凍庫が何台入って、どこに保管をするのか。

それから、1回開封すると何時間かしかもたないということで、接種場所の6か所、7か所に全部冷凍庫があればいいのでしょうか、どこかでまとめて保管をして、接種場所に運ぶという形をとると思いますけれども、そういう流れが決まっているのかどうか。

あと、今回医療従事者をメインとした予算計上とおっしゃっていましたが、場所が決まったならば、医療従事者以外の接種もその場所で行っていく形になると思うのです。それも含めてこの医療機関を選んだと思うのですけれども、接種後15分から30分間、アナフィラキシーショック等の関係で待機しなければならないと思うのですけれども、それらを踏まえて可能なのかどうか。

特に、診療所、入所者施設等については待機場所が確保できるのか、その辺を調整されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） まず、医療機関の4か所につきましては、今回想定しているのは個別接種でありまして、一般的なインフルエンザワクチンのように自分が病院に行って打つというものと、それで対応ができないものにつきましては、例えば、しゃきとプラザの集団健診ホール等で集団接種を、平日できない部分を休日の土曜日、日曜日等で集団接種を予定しているのですけれども、その際には、医者と看護師が必要になりますので、派遣というか、来てもらわなければなりませんので、そういったことも想定しての協力支援金ということでございます。

また、冷凍庫についてですけれども、まだ具体的なものが下りてきていないのですが、基本的に今回のファイザー社のワクチンについては、マイナス75度の超低温で保管しなければならないということで、デ

ィープフリーザーと言われてはいますが、そういったものを国が買って送ってくることになっております。

それがまだどこに送ってくるのかははっきりしていないのですけれども、恐らく1台はくるのではないかと考えております。

それ以外で、集団接種をした場合に冷凍の保管庫が別途必要ではないかと想定いたしまして、庁用備品の中でディープフリーザーにつきましては全部で2台購入を考えているところでございます。

こちらの費用につきましても全額国で持ってくれると聞いておりますので、そのように計上しております。

また、接種後30分程度は様子を見なければならぬということになっておりますので、これは個別接種につきましても、今までもそのような対応を個別の病院で行っていただいておりますので、その対応が可能な人数ということでは、今後、各個別の病院と調整をしてみたいと考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） マイナス75度で保管できる大型フリーザーは国が購入して送ってくれるということで確認しました。

そのほかに、フリーザーを2台用意するというですけれども、先ほど1回目の質問でありましたように、全部で3台ということは、3か所までは対応できると思うのですけれども、例えば、4か所、5か所になったときにワクチンは1度出してから何時間もつか。

それに対応できる輸送を考えているのか、その辺の輸送要領等についてわかっているらばお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 健康推進主幹。

○健康推進主幹（大場圭子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

国からは現在2台のディープフリーザー

が無料で送付される予定になっております。

3月中旬に1台と5月にもう1台ということで予定されております。

設置場所につきまして、どこに置くかは実施体制が決定していませんので、今のところは基幹病院となる国保病院に1台置かせていただいて、そこに配送してもらって、そこから各病院に配付するというところで今は想定しておりますが、今後の経過によっては変動する可能性もあります。

これは国が決めていくことでありますので、あくまでも町の想定ということで、今はそういう場合にはどういうふうなワクチンを配付できるのかを想定しながら、実施体制を検討しているところであります。

集団接種も視野に入れておりますので、集団接種をする場合にはその場所にも冷蔵庫が必要になります。冷凍ワクチンを解凍すると一定期間内に使わなくてはならないと決まっておりますので、解凍したものは5日間のうちに使用するということがありますので、その中で接種することができるよう体制を協議していく形になっております。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） すみません。

若干補足させていただいたのですが、先ほどディープフリーザーを1台と言ったのですけれども、マイナス75度の超低温のもの1台が3月で、その後はマイナス25度の少し温度が高いものが5月頃に送られてくる予定になっているということでございますので、よろしくお願をいたします。

○議長（大原 昇君） 1番戸澤義典さん。

○1番（戸澤義典君） 供給されるワクチンの数とマイナス75度で対応できる冷凍庫1台ということでしたけれども、供給される量に対して十分格納できるディープフ

リーザーという認識でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） 現在、その辺もはっきりしたものが下りてきていないのですけれども、国としてはそういう想定で配分をしているということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 今説明をいただいたので、大体のところは理解しているつもりですが、ただ、この集団接種だとか接種が始まると、1人当たり30分程度、接種した後の待機場所をきちんと確保しなければならないことと、それから、1日何人程度を予定しているのか。

例えば、集団接種で土曜日、日曜日、祭日にやるとすれば、医師、看護師が1日中それに従事することは多分難しい状況になるのではないかと思うのですが、そういう想定をした場合に、同じ医師、看護師が対応できるかどうか、そういうことも想定した上で検討されているのか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 民生部長。

○民生部長（那須清二君） ただいまの御質問でございますけれども、待機場所ということでございます。

まずは個別接種ということで御説明いたしましたので、それぞれの病院で接種をした後30分程度待機していただくということは、まずはそれぞれの病院で考えていただきたいと思っております。

そして、集団接種につきましては、当然町で会場を確保しますので、そういったことも想定して接種可能人数などを今後定めてまいりたいと思っております。

基本的に平日は個別接種でお願いをして、それで打ち切れない分につきましては町が会場を借り入れて、集団接種をしてまいりたいと考えているところでございま

す。

対応従事者につきましても、医師会等から派遣をいただいで接種をしなければならぬと考えておきまして、集団接種をした場合ですけれども、大体可能な人数は1日200名程度と考えておきますので、個別接種で足りない分を集団接種で1日当たり大体200人として、土日の数回をかけて打ち終わるかどうか、そういったことは今後調整していかねばならぬと考えておきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大原 昇君） 10番坂田美栄子さん。

○10番（坂田美栄子君） 1日200名を想定するとなれば、医師、看護師も1日200人を見るときは相当大変な状況が出てくると思うのですが、例えば、そういうときには医療スタッフを交代するとか、あらかじめ違った医療機関からお願いをするとか、そういう考え方はどうなのでしょう。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいまの集団接種の考え方でございますけれども、まだ医師会との協議が整っておりませんので、医師会から何人の医師、看護師が協力できるかということの中で、体制と場所の確保を含めてしていかなくてはいけない部分もありますので、先ほど民生部長がお話ししたように、明日、医師会との協議がありますので、その中で具体的に協力できる体制を確認して、うちの保健師だとか事務職員含めてどういう体制で行って、いかに早く町民のワクチン接種が可能になるかということ、集団接種だけでなく個別接種も含めてこれから協議をするので、大変申し訳ないのですが、冒頭にお話ししたとおり、これからの接種体制につきましては、また体制が整った段階で改めて御説明する機会を設けさせていただきたいと考えておきますので、よろしく願いをいたします。

○議長（大原 昇君） 2番稲垣淳一さん。

○2番（稲垣淳一君） 私は、教育費の質間をさせていただきます。

今回、学校管理費ということで小中学校にパーティション、また消耗品を置くということですが、パーティションを置く目的が飛沫感染防止のためであると、先ほどの総務部長の説明で理解したところですが、飛沫感染防止というのはずっと前から言われているものでありますが、なぜ今になってそういうものを置くようになったのかという経緯、または今までもあったけれども古くなって使い道としてはなかなかうまくいかないのかという考えを一つお尋ねします。

また、これは3小学校、2中学校にどれぐらいの割合で置くのかをお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

まず、パーティションの関係ですけれども、主に特別支援学級に置くわけですけれども、子供によっては、その日の体調によりましてマスクを嫌がる子供が実際におります。

そうした場合に、大声を出して飛沫が飛ぶということで、そういう部分もございましてパーティションを購入させていただきますが、今現在もそれぞれの子に応じて限られたスペースで仕切りはつくっておりますけれども、本棚やロッカーで代用していきまして、スペースを取っているということでありますので、このたび畳よりちょっと大きく、マグネット式でマジックで記入できるということで子供たちにも使いやすいものということになります。

台数につきましては、小学校が28台、中学校が16台ということでございます。

以上です。

○議長（大原 昇君） 学校教育主幹。

○学校教育主幹（遠藤 明君） 大変失礼いたしました。

学校ごとで申しますと、美幌小学校と東陽小学校が10台ずつ、旭小学校が8台です。

中学校につきましては、美幌中学校12台、北中学校4台でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第2号令和2年度美幌町一般会計補正予算（第12号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和3年第2回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時03分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員